

ごみの分別・収集体制の一部を変更します

令和4年2月から※



市では、効率的なごみ処理体制の構築に向け、老朽化が進むごみ処理施設の再編整備を進めており、現在、素材別で搬入先が異なっている粗大ごみを一元処理するため、松戸市清掃工場(六和クリーンセンター)跡地に(仮称)松戸市リサイクルプラザの建設を進めています。

また、同施設稼働に向けて、ごみの分別区分や収集体制の一部を変更します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、同施設の完成時期が変更となる可能性があります。そのため、ごみの分別・収集体制の変更期日の詳細は、改めて広報まつど・市ホームページ・新しい「ごみの分け方出し方」等でお知らせします。

変更のポイント

- ①「陶磁器・ガラスなどのごみ」等を「不燃ごみ」に変更
- ②「粗大ごみ」の一部を「不燃ごみ」に変更
- ③「燃やせるごみ」を「可燃ごみ」に名称変更

分別区分

- ①「不燃ごみ」を週1回収集
- ②「資源ごみ」は一週間おきに紙類・布類とビン類・缶類を交互に収集

素材ごとに3つの施設に分かれていた粗大ごみの処理を一元化し、処理を効率化

処理体制

収集体制



変更の詳細は2ページと3ページで説明します。

また、ごみの分別変更については、みなさんの生活に密接に関わっていることから、できる限り早く知っていただき、スムーズに移行できるように、この時期にお知らせするものです。



ごみの分別区分を一部変更します

変更ポイント①

「陶磁器・ガラスなどのごみ」に「紙類・布類、ビン類・缶類以外の資源ごみ」及び「粗大ごみの一部」を加え、「**不燃ごみ**」という名称にします

変更ポイント②

「粗大ごみ」の一部を「**不燃ごみ**」に変更し、集積所に出せるようにします

変更ポイント③

「燃やせるごみ」の名称を「**可燃ごみ**」にします ※内容に変更はありません。

スプレー缶は「資源ごみ」ではなく「**不燃ごみ**」に変更になるので注意してね。
普通自転車も「**不燃ごみ**」に変更になるけど、電動アシスト自転車の場合は「粗大ごみ」になるよ。



現在のごみ分別区分		変更後のごみ分別区分	
燃やせるごみ	生ごみ、資源にならない紙類	可燃ごみ	生ごみ、資源にならない紙類
陶磁器・ガラスなどのごみ	陶磁器・ガラス製品、プラスチック製品(30cm以上50cm未満のもの)	不燃ごみ	陶磁器・ガラス製品、プラスチック製品(30cm以上50cm未満のもの)、粗大ごみだったもの一部(ページ下参照)
資源ごみ	紙類、布類、金属製品類、小型家電製品、ビン類、缶類、スプレー缶、自転車		金属製品類、小型家電製品、スプレー缶、普通自転車
リサイクルするプラスチック	容器包装プラスチック	資源ごみ	紙類、布類、ビン類、缶類
その他のプラスチックなどのごみ	プラスチック製品(30cm未満のもの)、ゴム類・合成皮革製品、汚れが付着したリサイクルするプラスチック	リサイクルするプラスチック	容器包装プラスチック
有害などのごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計、使い捨てライター	その他のプラスチックなどのごみ	プラスチック製品(30cm未満のもの)、ゴム類・合成皮革製品、汚れが付着したリサイクルするプラスチック
ペットボトル		有害などのごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計、使い捨てライター
粗大ごみ	一辺の大きさが概ね50cm以上のもの	ペットボトル	
		粗大ごみ	一辺の大きさが概ね50cm以上のもの ※電動アシスト自転車は粗大ごみ

※記載している品目は例示です。対象品目の詳細は、新しい「ごみの分け方出し方」でお知らせします。

ごみの収集体制を一部変更します

ごみ処理施設の整備と分別区分の変更に伴い、ごみの収集体制も一部変更します。

変更後の収集体制では、「資源ごみ」は1週間おきに紙類・布類とビン類・缶類を交互に収集します。また、「不燃ごみ」は週1回、「資源ごみ」と「有害などのごみ」と同じ日に収集を行います。

現在の収集体制

●曜日	▲曜日	○曜日	■曜日	◎曜日	△曜日
燃やせるごみ	資源ごみ	燃やせるごみ	リサイクルするプラスチック	燃やせるごみ	その他のプラスチックなどのごみ
	有害などのごみ	陶磁器・ガラスなどのごみ(月1回)			

変更後の収集体制

●曜日	▲曜日	○曜日	■曜日	◎曜日	△曜日
可燃ごみ	資源ごみ 紙類・布類 ←→ ビン類・缶類 (隔週)	可燃ごみ	リサイクルするプラスチック	可燃ごみ	その他のプラスチックなどのごみ
	不燃ごみ				
	有害などのごみ				

粗大ごみから不燃ごみに変更となる品目

現在、「粗大ごみ」としている品目のうち、下表に記載する7品目については「不燃ごみ」として集積所に出せるように変更します。

品目	ごみの出し方・条件
風呂のふた	畳んでまとめてひもで縛る
アイロン台	脚を畳む(たためないもので50cm以上は粗大ごみ)
カーペット類	4.5畳まで(畳んでひもで縛る)
電子レンジ	50cm未満
衣装ケース類	80cm未満(1回に1個まで)
座布団	80cm未満
クッション	80cm未満

ごみ処理体制を一部変更します

現在のごみ処理体制では、粗大ごみを素材別に3つの施設に分けて処理しているため、効率性が課題となっていました。

そこで、老朽化した資源リサイクルセンターに代わる施設として、(仮称)松戸市リサイクルプラザを建設し、施設稼働後は粗大ごみの処理を一元化するとともに、陶磁器・ガラスなどのごみ、金属製品類、小型家電製品、有害などのごみ等をまとめて処理します。

なお、ビン類・缶類については、新たな処理設備は作らず、民間資源化施設への委託処理を行います。

粗大ごみの持ち込み先が1つにまとまることで、効率的に処理できるようになるのね!



現在のごみ処理体制(抜粋)



今後のごみ処理体制(抜粋)



(仮称)松戸市リサイクルプラザってどんな施設?

「粗大ごみ」「不燃ごみ」「有害などのごみ」をまとめて処理する施設として、松戸市清掃工場(六和クリーンセンター)跡地に建設を進めています。

主に破碎や機械選別によりごみの処理を行い、資源になるものを回収してリサイクルします。

施設の概要	
所在地	松戸市七右衛門新田316番地の4
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設規模	39トン/5時間
処理方式	破碎+機械選別方式



リサイクル活動を推進しています

【集団回収(軒下回収・拠点回収)】

市では、町会等の団体による自主的なリサイクル活動を推奨しています。リサイクル活動登録業者との話し合いで回収日、回収場所、回収品目を取り決めて回収すると、引き渡し量に応じて市から奨励金が交付される制度です。

奨励金は、町会等の運営の活動資金等として活用でき、市のごみ収集に出すよりもメリットがありますので、リサイクル活動への積極的な参加や回収品目の拡大にご協力をお願いします。

- 回収品目**
- 紙類(新聞紙・雑誌類・段ボール)・布類
 - 缶類(スチール缶・アルミ缶)
 - ガラスびん類
 - ペットボトル

問 環境業務課 ☎366-7332



〈地域へ職員を派遣〉 分別区分変更を説明します

分別区分の一部変更について、地域の団体やグループが開催する説明会等に、市の職員が講師としてお伺いします。

ご希望の場合は、下記のとおりお申し込みください。
対象：市内在住の概ね10人以上の団体・グループ
時期：9月中旬以降(申し込みは随時受付)
時間：9時～20時の間で原則1時間以内
会場：主催者様でご用意ください

申 電話またはメールで廃棄物対策課 ☎704-2010
✉mchaikitaaisaku@city.matsudo.chiba.jpへ

※会場は新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に講じてください。
※町会・自治会の代表者向けに別途、市主催の説明会を8月以降順次実施する予定です。



「松戸市認定袋 燃やせるごみ専用」 の名称等を一部変更します

「燃やせるごみ」の名称が「可燃ごみ」になることから、認定袋の名称等を一部変更します。なお、分別変更前に新しい認定袋を使うことも、分別変更後に現在の認定袋を使うことも可能です。



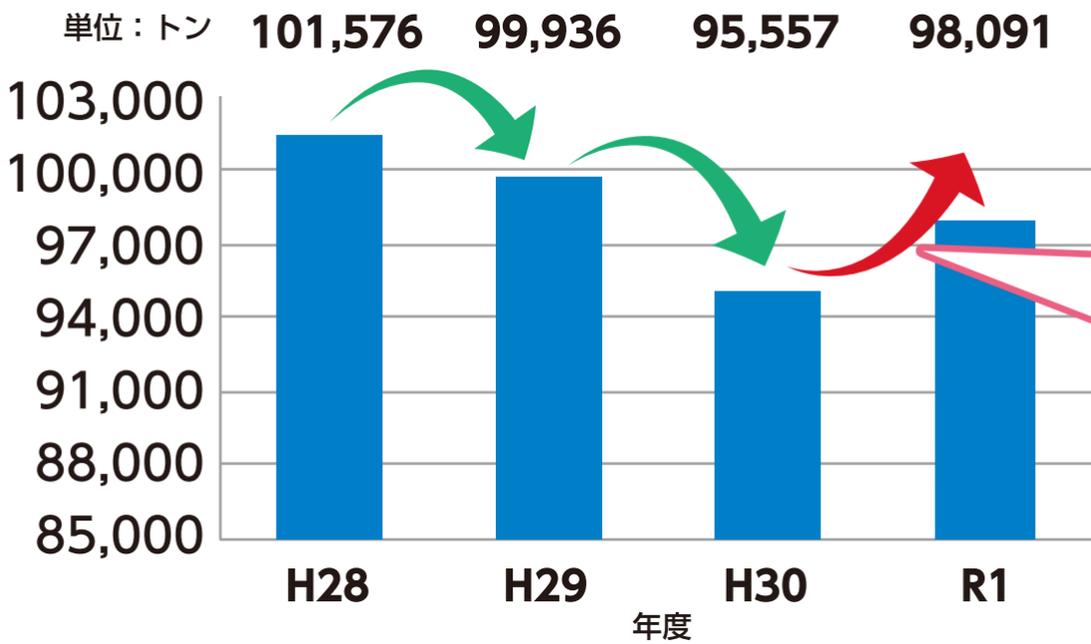
ごみ減量作戦の結果報告



平成28年度を基準として令和元年度までに「燃やせるごみ」5,000トンの減量を目指した松戸市ごみ減量作戦の3年間のごみ量の推移を報告します!



「燃やせるごみ」量の推移(家庭系・事業系を含む総量)



令和元年度の「燃やせるごみ」量は、平成28年度と比較して**3,485トン減量**しました!
 平成30年度末時点では6,019トン減量していましたが、人口増加等の影響で最終年の令和元年度は増加に転じ、目標に達しませんでした。
 しかし、これだけの量を減量できたのはみなさんのご協力のおかげです。
 ありがとうございます。

引き続きのごみ分別・減量のお願い

老朽化によりクリーンセンターが稼働を終え、市は4月より和名ヶ谷クリーンセンターだけでは焼却し切れないごみの処理を近隣市等に依頼しています。



近隣市等のごみ処理に支障をきたすことのないよう、引き続きごみの分別と減量にご協力をお願いします。



燃やせるごみに混入した違反物

食品ロスを減らそう

本来食べられるものが期限切れや食べ残しなどで捨てられてしまうことを食品ロスといいます。日本では年に600万トン以上の食品ロスが発生していると推計されており、これを受けて令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されました。



食品ロス削減・生ごみ減量のポイント

- ① 使いきり(食品を最後まで使いきる)
 - ② 食べきり(おいしく残さず食べる)
 - ③ 水きり(生ごみの水を切ってから捨てる)
- の「生ごみ3きり運動」にご協力ください。

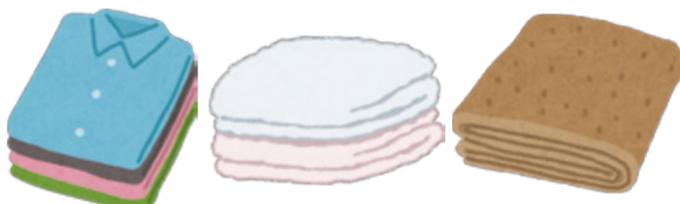
衣類・布類排出自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の影響で衣類・布類のリサイクルを行っていた民間業者の業務が停止しています。

そのため、リサイクル先の業務が再開するまでは衣類・布類の排出はお控えいただき、ご家庭で保管していただきますようお願いいたします。

排出を控えていただきたいもの

衣類・シーツ・タオル・カーテン・毛布等



市ホームページ

※業務が再開しましたら、広報まつどや市ホームページ等で改めてご案内します。

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

環境問題
解決の
第一歩

レジ袋削減にご協力下さい

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の解決に向けた第一歩として、全国でレジ袋の有料化がスタートしました。

有料化をきっかけに、普段何気なく貰っていたポリ袋やレジ袋等が本当に必要かどうかを考えるとともに、マイバッグを持ち歩く習慣をつける、必要以上のレジ袋を購入しないで過剰な使用を抑制する等、ライフスタイルを見直していきましょう。

問 事業者向け窓口 ☎0570-000930
 消費者向け窓口 ☎0570-080180



経済産業省ホームページ